

栃木県知事選挙のお知らせ

投票日時：11月20日(日)午前7時～午後8時

■下野市で投票できる人

平成10年11月21日以前に生まれた方で、平成28年8月2日までに転入の届出をし、下野市に引き続き住んでいる方。(投票する前に栃木県外の市区町村へ転出した方は、投票できません。)

■最近、転入された方へ

栃木県内の市町から転入された方で、平成28年8月3日以降に転入の届出をした方は、これまで住んでいた市町の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地の市町で投票することができます。

ただし、住所移転は市町を単位として1回に限り、市町長の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(無料)が必要です。

なお、平成28年8月3日以降に栃木県外の市区町村からの転入の届出をされた方は今回の栃木県知事選挙の投票はできません。

■市内転居された方へ

10月21日以降に転居の届出

をした方は、これまでの住所地の投票所で投票することになります。(入場券をよくご確認ください。)

■投票所入場券について

投票所入場券は、1枚の葉書で、同一世帯員2人分の入場券を郵送します。(有権者が3人以上の世帯は、複数枚に分かれます。)

この葉書は圧着式となっておりますので、ゆっくりとはがして開封してください。

※投票の際は、入場券を1人分ずつ切り離して持参してください。

※入場券は11月3日に発送します。

■期日前投票について

投票日に予定がある方は、期日前投票をご利用ください。

○期日前投票期間

11月4日(金)～19日(土)の毎日、午前8時30分～午後8時

○期日前投票所

・市役所(新庁舎)

※入場券がお手元に届いてい

る場合はお持ちください。

このとき、予め入場券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」欄に記入してお持ちいただく、受付が早く済みませう(記入の際は、ご家族の入場券と間違えないようにご注意ください。)

○市役所駐車場利用について
平日 午前8時30分～午後5時30分の間のご利用は30分無料となります。

ただし、午前8時30分前に入場したとき、またはお帰りが午後5時30分を超えるときは、ご利用が30分以内でも有料となりますので、投票所係員に申し出てください。割引処理をいたします。

■自治医大内期日前投票所

○期日前投票所開設日

11月10日(木)11日(金)

午前10時～午後7時

若年層への選挙啓発および投票率向上を目指し大学構内の医学部教育研究棟1階会議室に期日前投票所を期間限定で設置します。車でお越しの方は、東口・北口警備員詰所で駐車場の案内を受けてください。

■不在者投票について

○病院や老人ホーム等での不在者投票
都道府県から指定を受けている病院や老人ホーム等に入院または入所されている方は、その施設内で投票することができますので、お早めに施設管理者に申し出てください。

○郵便による不在者投票

一定基準以上の障がいや要介護区分に該当する方は、郵便により投票することができます。

この不在者投票は、予め「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要ですので、お早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください。

○他の市区町村での不在者投票
出張や旅行などで、他の市区町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票することができます。

この不在者投票は、郵便でのやりとりが数回必要になるため、日数を要しますから、お早めに市選挙管理委員会までお問い合わせください。

■代理投票・点字投票について

身体が不自由で、自分で候補者の氏名を書くことができない方や、点字投票を希望される方は、投票所の係員に申し出てください。
※本人に投票所までお越しいただくことが必要です。

■選挙公報の配布について

候補者の政見等を記載した選挙公報を新聞折り込みにより各世帯へ配布します。
新聞未購読の方は、お手数ですが、市選挙管理委員会へご連絡ください。郵送によりお送りします。

また、市ホームページに掲載するほか、次の施設にも配置しますのでご利用ください。
○選挙公報配置場所
市役所・市公民館・市図書館・生涯学習情報センター・ゆうゆう館・きらら館・ふれあい館・オアシスポツポ館・市内郵便局・市内金融機関・市内コンビニエンスストア(一部)